

質問書に対する回答

横浜横須賀道路 長浜トンネル非常用設備更新工事

質問番号	入札説明書 図面等の番号	質問内容	質問回答
1	特記仕様書P.51 3-6 (3) 電流監視	<p>仕様決定前に他社が特許出願している内容が特記仕様に盛り込まれていることが、先月の特許庁の公開公報で初めて判りました。特記仕様の配線接続図と公開特許公報(特開2022-87053)の実施形態の図が酷似しています。配線接続図を参考図と捉えても必然性が高いと考えます。</p> <p>入札参加の可能性のある企業の特許内容が特記仕様書に記載されることが、自由競争の妨げとなっています。</p> <p>そのため、「防災受信盤電流値監視が端末設備端子台の二次側まで監視可能な配線接続とする」仕様は入札参加者の技術提案または創意工夫の範囲とし、必須の仕様はトンネル非常用設備標準仕様書(施仕第21301-4号)の電流値監視測定機能に従って「端子台までの外線ケーブルに流れる電流を監視可能な配線接続とする」仕様でよいと考えて差し支えないでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 第3章 機器仕様 3-6消火栓 (3)電流監視に記載のとおり端末設備端子台の二次側まで監視可能な配線接続としてください。</p> <p>配線接続図は参考です。</p>